

米と肉の社会史

——天皇・差別・国家領域——

原田信男

I 米と肉をめぐって

明治天皇の大嘗祭が行なわれた明治四(1871)年、古代以来の肉食禁止令が解かれ、「穢多・非人」の称が廃止されて、天皇は肉食を再開した。西洋を手本とする文明開化の中で、宮中の正式料理にフランス料理が採用された。⁽¹⁾ その伝統は昭和まで続いたが、平成二年の大嘗祭に先立つ即位礼饗宴の儀では、はじめて日本料理が海外からの賓客に供された。これは経済大国日本の世界における指導的地位を、料理史上で象徴する出来事といえよう。その献立には、「加薬飯」と「牛肉アスパラ巻」が見え、米と肉は並んで列席者の口腹を満たしたが、日本史と天皇という観点からすれば、これは非常に興味深い取り合せとなる。今でこそ、和食と肉という組合せに違和感はないが、米と肉とは、前近代の日本において最も極端に対立した食べ物であった。

長いこと米には清く尊い食品としての格別な位置が与えられ、「銀シャリ(=舍利)」などと仏教用語で表現してきた。これに対して、肉は穢れた存在として一般には敬遠され、儀式などの正式な食膳に上ることはなかった。この二つの食物をめぐる問題は、日本人の文化的伝統や社会的価値観の在り方と無関係ではなく、一千年以上の長きにわたって、対立し続けて来たのであり、日本の歴史に根底から大きな影響を与えたと言ってよい。

すなわち米の祭祀を司どる者が天皇であり、古代のある時期から、国家レベルで米作りが社会の最も主要な生産活動に位置付けられた。このため、米の対極に位置した肉が、忌み嫌われて排除されるという構図が成立した。米に携わる農民を侍に次ぐ身分とし、肉に関わる職業の人々を賤民として差別した近世社会が、米を通貨に見立てた石高制社会という経済制度を採用したのも、ある意味では歴史的必然であった。そこで小稿では、米と肉という観点から日本の歴史を見直し、食生活の在り方が、いかに社会の根本を規定したかを考えてみたい。

人間の食料獲得の手段としては、狩猟・牧畜・農耕の三つが考えられるが、このうちのどれを主な生産活動の基本に据えるかで、社会の在り方や価値観が異なる。⁽²⁾ 牧畜を一つの源流としたヨーロッパのキリスト教社会では、支配される人民は「小羊」であり、乾燥した土地に適する畑作農耕を伴ったため、その食料は「肉とパン」となる。これに対して、農耕を基本とする日本社会では、人々は「蒼人草」と味ばれ、湿潤な気候を生かした水田農耕と漁業を組合せて「米と魚」の文化を創り出した。四季の変化を巧に生かした日本独特の美意識も、農耕という社会の生産構造の在り方と無関係ではない。食生活こそ、最も根底で社会を規定するものであった。

ただし、縄文晚期から弥生にかけての稻作導入によって、そうした日本的な「米と魚」の文化の形成がすぐに始った訳ではない。弥生から古墳時代にかけての階級の分化と、これに基づくクニの成立の基礎には、農耕の発達による剩余の蓄積があったが、その中でも食品として優秀な米の増産には、特に力が注がれたと考えてよいだろう。しかし魚と対を成す肉については、その否定が稻作の開始と同時に進行したのではなく、しばらくは食料としての需要が存在していたのである。

『日本書紀』などを見れば、古代において天皇が肉食をしていたことは明らかで、当時の食物

の体系は、農産物を中心に山の幸・海の幸を加えて構成されていた。農耕の場としてのクニ、漁撈の場としてのウミ、狩猟の場としてのヤマ、三者は一体となって古代の食生活を構成していた。古い時代の祝詞には、海の産物と並んで山の獲物が登場するところから、文献学が確認できる時代の範囲でも、狩猟による肉が日本人の主要な食料であったことに疑いはない。ところが、ある時期から肉が欠落し始めたため、魚がこれに代るような位置を占めるようになってくるのである。

II 米への集中

ところで、『古事記』『日本書紀』などの神話の世界においては、稻＝米は高天ヶ原の神々から与えられた最も神聖な食物であった。他の農産物に比べて、米には特別な位置が与えられていた。宮中や国家祭祀の神饌においても、農産物以外の数多くの食品が捧げられ、水産物や時には二足や四足の動物も供されて、食料生産を司どる神々との共食が行なわれたが、やはり重要なのは米であった。今日においても、毎年行なわれる新嘗祭では、米は天皇自らが祭祀者として田植えをする最も重要な農業生産物として扱われる。天皇代替りの初めての新嘗である大嘗祭においては、古くは粟も重視された時期があったが、やはり米こそが、祭祀の中心に据わるべき存在であった。

大嘗祭は、統治者の交替にあたって、悠紀国・主基国に斎田を設定して、東西の国々から田租を徴収する行為を認めさせることで、最大の意味があるが、人々もまた米を欲したのである。村々においても、鎮守の社の神饌では、村の共有田の神田で厳格に栽培された稻種子を代々受継いで、これを供米に用いたり、共食用の酒や餅としたりしている。⁽³⁾ 日本人の米を食べたいという潜在的な欲求こそが、米の祭祀を国家の頂点で司どる天皇を、歴史上で政治的に否定し切れなかった最大の理由ということが出来る。

大嘗祭の原型が整えられたのは天武・持統朝といわれているが、この時代こそ、天皇が祭祀権を有する米を、律令国家が最も主要な社会的生産物として選択し、代りに肉を否定し始めた時期である。天武天皇四(675)年、我が国最初の肉食禁止令が出されたが、これは単なる仏教思想に基づく肉の排除ではない。この法令で重要なことは、鹿と猪が除かれていることと、四月から九月までの農耕期間に限っていることの二点である。日本における主要な狩猟対象である鹿と猪については、法令は何も禁じてはいないのである。これは、肉食一般を否定したものでないことを、明白に物語っている。⁽⁴⁾

次に農耕期間の問題を考えてみよう。古代においては、農耕に際して肉食をすると、稻が良く実らないと信じられていた。大同二(807)年に成立した『古語拾遺』に見られる御歳神の神話は、この信仰の存在を示すもので、田を作る日に農民が牛を食べたところ、御歳神が怒ってイナゴを放し稻を枯らしてしまったという。また『日本書紀』には、孝德天皇大化二(646)年条や持統天皇五(691)年条などに、農耕期間中は役人に酒や肉を禁止する旨や、水害防止のために僧侶に読経を命じたことなどが見える。これらの記述は、肉食が農耕とくに稻作の妨げになるという信仰が、当時の社会に広く存在していたことを示している。水田を耕すのに必要な牛馬の肉の食用が、とりわけ禁ぜられたのである。

この肉食禁止令後には、しばしば殺生禁断令が出され、放生会を催すなど、仏教思想に基づいた動物保護を行なっているが、これらは水害や干害などの天変地異に際して出されることが多く、水田農耕の速やかな再生産を目的とするもので、当時の仏教には呪術的な要素が強く求められた。さらに天平勝宝四(752)年には、奈良の大仏開眼が行なわれるため、正月三日から十二月晦日まで殺生禁断を命じ、このため生活が成り立たなくなる漁民には、一人当たり一日糀二升を与えるという法律まで出している。これは、仏教によって国家を鎮護するという基本理念を示したものであるが、その国家が目標とするのは、水田農耕による生産活動を基本とする社会であったことを

意味しよう。

このように、肉食は農業生産とりわけ米との関係で否定されたが、この法令を発した天武・持統朝とは、日本史上で最も天皇の力が強大であった時期で、国家の集権化が著しく進展した。先に述べたように、大嘗祭の原型が形造られた時期でもあり、この頃、記紀神話が整備され、風土記も作成されて地方支配が進んだ。律令制の内実が整い、強力な中央集権国家が形成されたが、その経済的基礎は水田にあった。日本の班田制は、中国の均田制を模したものであるが、最も異なる点は、中国では畠地も重要視されたのに対し、日本では水田のみを対象としたことである。⁽⁵⁾

これは日本の律令国家が、水田すなわち米の収奪を主要な課題としたために他ならないが、必ずしも民衆生活レベルにおいて水田中心の生産活動が行なわれていたことを意味しない。あくまでも国家的な理念の問題から、貢納物のうちでも米を主税として、税制の基本に据えるような支配体制を、究極の理想としたのである。そして、それを裏付けるような法令が次々に発布される。養老六(722)年のいわゆる百万町歩開墾令は、やみくもに水田を開発させようとするものであり、翌年の三世一身の法は、班田収授の精神に抵触しても水田を開け、というものであった。その二十年後にあたる天平十五(743)年の墾田永世私財法の水田開発策は、公地公民という国家の大原則を否定するものでさえあった。

こうして律令国家は、米を最高の社会的生産物として位置付け、その妨げとなる肉を穢れたものとして否定し始めた。このため日本人は、天皇が祭祀を司どる米を清く尊い食物として、これに至上の価値を見出し始めた。長い年月の間に、人々は、米を力の源泉と考え、死者に三途の河を渡る力を与える「枕米」の民俗などを生み、麺類に餅(=米)を添えて「力うどん」と称するようになった。⁽⁶⁾ こうした歴史の流れの中で、渡辺忠世氏が評したような、⁽⁷⁾ 米食悲願民族とでも呼ぶべき日本人の「心性」が形成されたのである。米と肉という観点から、日本の歴史を振返って見た場合、日本における米文化の成立については、弥生時代ばかりではなく、律令国家形成期にも一つの大きな画期を求めるべきだろう。

III 肉 の 否 定

しかし、米の生産を第一義とする古代の国家的政策として遂行された肉食の否定は、一気に進行するのではなく、中世にかなりの時間をかけて社会の底辺へと浸透していった。古代・中世の現実の民衆生活においては、畠の雑穀や根菜さらには山野河海の自生動植物が相当程度に食されており、人々の間では肉に対する需要は高かった。米は、何よりも支配者層のものであり、そのためには租税の基本に据えられたに過ぎなかった。古代末から中世前期においては、社会の中下層の人々にとって、鹿と猪を主な対象とした狩猟が、生産活動に重要な位置を占めており、肉は貴重な動物タンパク源の一つであった。天皇や貴族さらには大規模な寺社の高位の僧侶や神官たちは、広大な荘園を有して、主要な年貢たる米を食料としていた。しかし、初めは貴族たちの警護役にすぎなかった武士たちは、農業を営む一方で、狩猟や漁撈にも精を出していた。『今昔物語集』等には、こうした武士たちの挿話が数多く見られる。

肉の否定にあたって、最も重要な役割を担ったのは、共生関係にあった仏教と神道である。周知のように『今昔物語集』は、布教用の仏教説話を集めたもので、『日本靈異記』や『古今著聞集』にも同様な話が見受けられるが、ここで注目すべきは殺生禁断に関する類話であろう。動物を助けて善報を受けた話や、狩猟という悪業のために罪の報いを被った話が多い。これらは、殺生の罪を犯すことを戒めたものであるが、仏教の罪の意識の浸透によって、肉食が次第に否定されていく方向にあったことを示している。

また神道では、罪の代りに穢れが強調された。すでに延長五(927)年成立の『延喜式』には、

六畜の食肉による三日の穢れが規定されており、肉は神祇祭祀に相応しくないものとして位置付けられている。その後、鎌倉後期から南北朝・室町期に至って、各地の神社で物忌令が成文化され、穢れに対する禁忌は増大の方向をたどった。当時の物忌令を集めた『諸社禁忌』によれば、鹿や猪を食した者は、最大で百日の穢れとされており、これと共に食した場合には、合火で二十一日さらには又合火でも七日ほど穢れるとしている。神社への参詣にあたって、貴族や有力武家の間では、これらの禁忌は比較的厳密に守られていたようであり、神道の穢れの意識の展開によって、肉食が徐々に排除されつつあったのである。

はじめ仏教は、国家鎮護を目的として政治的に採り入れられたが、浄土思想の流行を通して貴族層に広まり、鎌倉新仏教という在家仏教の成立によって庶民層にまで浸透した。この時期に至って、ようやく仏教は中下層の人々にまで受け入れられ、殺生禁斷の思想も理解され始めるようになるが、完全に狩猟が否定されたわけではない。例えば下層民を布教の対象とした浄土真宗が、肉食妻帯を認めたのもこのことと無関係ではない。『歎異抄』の親鸞の有名な悪人正機説にいう悪人とは、狩猟民や屠児を指したもので、肉に携わる被差別民を救う思想と見做すことが出来るが、⁽⁸⁾ 仏教一般としては特異な例に属する。

中世を通じて、仏教の罪と神道の穢れ意識とが、肉食を排除していった。狩猟の衰退は、漁業の発展に取って代られ、肉を扱う人々や定住を拒んで米を中心とする年貢を納入しない者は、次第に差別されていった。中世の大都市鎌倉や地方都市草戸千軒などの遺跡から、鹿や猪もしくは犬の骨等が大量に出土しているが、これらは食用に供されたと考えてよい。⁽⁹⁾ 中世にあっては、想像以上に肉が食されていたが、時代的な流れとしては、否定の方向にあった。

先に述べたように、武士は発生期において、狩猟を業とする「屠膾之類」であったが、⁽¹⁰⁾ やがて政治の実権を握り、社会の支配者として成長していく過程で、大きな変身を遂げる。狩猟は武力の象徴であり、頼朝から家康およびその末裔まで、鷹狩りを好んだが、室町時代あたりから微妙に変化する。この頃に成立した『矢開之事』では、わざわざ將軍だけは鹿を食べない旨を断っている点が注目される。さらに江戸時代の『狩之作法聞書』になると、狩は武勇のために肉食が目的ではないと弁明している。大きな変化は室町期に求めるべきで、足利義満は武家の公家化を図った人物であるが、⁽¹¹⁾ その狙いは、かつての狩猟者としてのイメージを拭いさり、租税としての米を徴収する國家の長としての天皇により接近することにあった、と考えてもよいだろう。

いずれにしても、公家勢力を力で完全に抑え込んだ近世の幕藩制国家に至って、米を社会の価値基準をとする石高制社会が生れた。実際には、近江牛をはじめとする大名間の肉の贈答や、市井における「ももんじ屋」の存在や「薬喰い」の流行、諏訪社における鹿食免の発行など、肉食は続いているが、これらは社会的には例外に属した。肉の処理に携わる人々を、明確に被差別身分として位置付け、米を生産する農民を、身分的には上位に置きながらも「生かさぬよう殺さぬよう」して、武士は年貢としての米を収奪し、これを貨幣の代りとした。その意味では、近世に肉食禁忌が最高潮に達するのも、充分に理由のあることであって、この時代に我々は、「古来日本人は肉を食べて來なかった」という誤った常識を身に付けてしまったのである。

IV 国家領域と差別

ここで角度を変えて、米と肉の問題を日本の国家領域との関連、すなわちヨコ軸の視点で見てみよう。縄文の文化圏と弥生の文化圏とでは大きく異なり、後者には北海道と沖縄とが基本的には含まれていなかつたことが指摘されている。⁽¹²⁾ これは、極めて大雑把に言えば、肉から米への文化圏の変化ということにもなる。その意味では、弥生に米文化の出発点を置くことは出来るが、律令国家までは肉が否定されていなかつたことに注意しなければならない。日本における最初の

強力な中央集権国家である律令国家の支配領域が、社会的生産の最も主要な目的物である米と、その阻害要因となる肉との問題に関わらないはずがなかった。

律令国家は、武力に長じた者を征夷大将軍に任じて、しばしば東北地方の平定を命じているが、古代においては本州全土を支配領域のうちに治めていた訳ではない。その後、肉の否定が進んだ中世において、国家の領域は、「北は外が浜から南は鬼界ヶ島まで」と意識されていた。⁽¹³⁾ 延文元(1356)年に成った『諏訪大明神絵詞』は、蝦夷地について「禽獸魚肉等を食として、五穀の農耕をしらず」とし、鎌倉中期頃に成立を見た『平家物語』は、薩摩瀬鬼界ヶ島を描いて「食する物もなければ、只殺生のみを先とす。しづが山田を返さねば、米穀のるいもなく」としている。

同時期の北海道に農耕が全く存在しなかったわけではなく、また鬼界ヶ島が硫黄島と混同されている可能性はあるが、中世日本の国家領域外では、肉食が行なわれ、農耕が存在しなかった、とする認識は非常に重要である。天皇を中心とした淨なる世界が日本であり、これに対して異域は穢れた地域と意識されたが、⁽¹⁴⁾ ここでは、前者が農耕を中心とする米の社会、後者が狩猟を主体とする肉の社会であったことに注目すべきだろう。すなわち、米を肯定し肉を否定する価値観を浸透させた世界が、中世日本の国家領域なのであった。

もちろんこの間の事情は単純ではなく、実際には中世の日本社会の内部に様々な矛盾を内包させて、現実の歴史が進行するところとなるが、その矛盾の一つの噴出口が差別問題となって現れる。国家領域を空間的なヨコ軸とすれば、領域内における肉に携わる人々に対する差別は、いわば階級的なタテ軸の問題として設定することができる。肉を扱う者のみならず、定住せず米以外の生産に従事するものの多くが、社会の枠外へと追いやられて特別視された。さらにヨコ軸との関連でいえば、アイヌへの蔑視、琉球への無理解も同根と考えられる。北海道と沖縄は、中世には日本の国家領域内に入らず、近世に至って、松前・薩摩の両藩を介して日本の支配が行なわれるようになった。両地域は近代においても、恰も双生児のような歩みを辿ることになるが、実は、この問題も米と肉をめぐる価値観に起因するのだといえよう。

北海道においては、狩猟民たるアイヌがあり、沖縄には猪食の系譜を引く豚肉や山羊肉料理の伝統がある。沖縄においては、米の生産は行なわれたが、肉に対する禁忌は存在せず、律令国家ひいては天皇の支配が直接に及んだわけではない。それゆえ太平洋戦争末期に沖縄戦が、本土決戦に先行して実施されたとする意見もあるが、いずれにせよ天皇に対する信仰が最も弱い地域である。⁽¹⁵⁾ 北海道では、はじめ開拓使が考えた農業政策は、畑作を中心とするもので、後には酪農も加わったが、屯田兵の米を食べたいという強い願望と必死の努力によって稲作が成功を見る。初めは水田の造成を禁じていた政府も、道央部における稲作の実現により、方針は米の生産を含むものへと変更された。⁽¹⁶⁾ 天皇＝米を中心とする価値観をもつ和人の、近代における移住によって北海道が形成された点が、「本土」と極めて近しい言語系統を有しながら、近世において中国と薩摩に両属せざるを得なかった沖縄とは大きく異なる。

この問題は両地域における差別について考える時、一目瞭然となる。例えば、北海道の地においては、イヨマンテに見られるように、アイヌの人々が食用に供する動物に深い信仰を捧げていた。⁽¹⁷⁾ この土地が、本格的に日本に組入れられたのが近代であり、その住民のほとんどが「本土」からの移住者であった。それゆえ「本土」のような部落差別は基本的に存在しないが、多数の和人によって少数者であるアイヌが差別をうけた。おそらく、それは狩猟を業とするアイヌが肉食を行なっていたことと無関係ではなく、狩猟民に対する農耕民としての“優越感”がその根底にあったものと思われる。また沖縄の人々の間には、念仏者もしくは芸能民に対する差別はあったが、肉食を伝統とする地ゆえ、肉の処理に携わる者に対する差別はない。これらの差別の在り方は、この二つの地域が、米と肉という二つの食物を対立する概念として捉えて来なかつた、“日本”とは異なる社会であったことを意味しよう。

その意味で、全日本列島を覆った縄文文化の中に、弥生文化が発展して独自な文化圏を築いたことが、現在の日本を形造る上で重要な役割を果したとも言えよう。しかし国家形成期において、多くの食物の中から、米を至上のものとして選び、そのために肉を排除したことが、その後の歴史展開に実に大きな意味をもった。米を中心とした国家領域の問題と肉にまつわる差別の特質を見るなら、米と肉を対立概念としてしまったところに、日本の歴史の最も顕著な特殊性があったと考えてよいだろう。

V 米と肉と天皇

こうしてみると、天皇の力が最も強大であった律令国家の形成期に、米と肉とは互に対立する食物として、やがて前者が後者を圧倒し、「米と魚」を基調とする食生活を営み始める、という日本史のシナリオが出来上がったことになる。この劇は実に長い時間をかけて上演され、石高制社会という江戸時代に至ってクライマックスを迎えるが、明治維新によって終幕を見た。米の祭祀者たる天皇が、江戸時代に最高潮に達した肉食禁忌を自ら解き、急速に西洋化を志向する近代国家の先頭に立ったからである。

近代天皇制国家の歴史的準備が、米を至上の生産物として肉を駆逐した江戸時代の後期に、国学の発展などを通じて、徐々に整えられつつあったことは、極めて象徴的な事柄のように思われる。しかし、その政治的実現は、開国という世界史的情勢の変化によって、従来の米と肉に対する理念を変更させざるを得ず、肉への偏見を取り除く必要に迫られた。日本酒と日本料理を好んだという明治天皇も、公的な場では西洋料理を口にしなければならず、⁽¹⁸⁾ 肉に関する禁忌を捨て去ったのである。もはや、肉を米の障害とする古代の信仰は生きておらず、穢れという観念もことさら必要とはしなかった。

それゆえ差別は制度上撤廃されたが、歴史的に植付けられた社会的観念を、人々は簡単に捨て去ることが出来なかった。政治上で支配のために、細かな身分制を必要としなくなても、長い時間をかけて培われた肉に対する穢れの意識を、人々は生活レベルで日常的に身に付けてしまっていた。今日においても、肉屋の店頭で内臓の類がショーウィンドーの主要な部分を占めるところなく、また解体途中のブタやウシが客の眼に触れることも少ない。肉食の伝統を有する朝鮮や香港さらには沖縄においては、こうした光景は日常茶飯事であるが、いわゆる日本人には、これが異様に感じられる。歴史的な感覚として肉への特殊な位相が未だに存在し、差別の根絶には至っていないというのが現状であろう。

また一方で、日本人が長い間抱き続けてきた、米を食べたいという願望は、近代に入っても容易に達成されなかった。日本の帝国主義は、朝鮮半島を植民地化して、いわゆる皇民化政策を遂行したが、創氏改名・日本語教育とともに、産米政策を実施して、日本への米の供給を図った。⁽¹⁹⁾ かつて日本に水田農耕を伝えた国である朝鮮では、日本ほど米への集中が進まなかったため、近代の始期において水田技術は日本ほど成熟していなかった。日本の朝鮮総督府は、南朝鮮を中心に日本人技術者を投入し、植民地・朝鮮の人々を皇民として水田を造成させた。まさしく天皇の民とは、米を産する者であり、豊葦原瑞穂の國の思想は、隣国にも無遠慮に押し付けられたのである。

それでも人々が思うように米を食べられるようになるまでには、かなりの時間を要した。現在の我が国的主要な水田地帯となる大規模な沖積平野部が、水害の脅威から自由になったのは、そう古いくことではなく、明治末年以降の大堤防工事とその後の改修、さらには近年の圃場整備によるもので、長い間農民は水に苦しめられて來たのである。一般の農民が、日常的に米のみの飯を食べられるようになったのも、戦後の農地解放以後、おそらくは一九六〇年代の高度経済成長政

策の実施以降のことである。その推進者である首相の「貧乏人は麦を食え」という言葉には、かなりの実感が込められていたはずである。つい三〇年ほど前の時代においても、日本人はあくまでも米食悲願民族なのであった。

大正七(1918)年の米騒動は、米価騰貴に端を発したものであったが、都市部の人々にとっても米の入手は最も重要な生活課題であった。この事件を契機に、政府は米の間接統制を行ない、第二次世界大戦の戦時統制経済の一環として、昭和十七(1942)年に食糧管理法を制定して、現在に至る米の直接統制に及んだのである。しかし一九七〇年代の米の過剰生産によって、政策的に減反が強行され、農民の手によって古来嘗々と耕され続けて来た水田も、荒れるに任されるようになった。その後一九八一年には自主流通米制度が承認され、食管法の中身は大きく変質した。さらに昨今の米市場の開放問題論議に至っては、日本社会における米の位置が、歴史上かつてない局面を迎えたことを明確に物語るものであろう。

VI 米と肉の現在

永年の努力が実り、米が社会に広く行渡ろうとした時、肉の禁忌はあらかた消えて、副食として肉が食卓に溢れるようになった。それどころか、もはや米にかつての主食のイメージではなく、消費量は激減し、米余り現象を生んで減反政策に拍車をかける結果となった。日米経済摩擦によって、米とともに牛肉の自由化が議論されていることは、歴史的に見て甚だ興味深い問題である。

第二次世界大戦の敗戦によって、天皇は人間宣言を行ない、象徴天皇として政治への関与を否定したが、新嘗祭は毎年続けられ、平成二年には、日本国憲法下初の大嘗祭が行なわれた。天皇が毎年六月に行なう、神嘗祭と新嘗祭用の皇居の水田の田植えも、一般の人々の眼には奇異に映るかもしれないが、米の伝統はいまだに生き続けているのである。農本主義的左翼評論家であった村上一郎氏がしばしば引合いに出した、「日本人が正月にモチを食っているかぎり、天皇制は御安泰だ」といったある碩学の評言は、⁽²⁰⁾ 誇張ではなく、おそらくは天皇制の本質を衝いた、極めて上質の隠喩と言えよう。

天皇制が変質したといっても、文化伝統としての意味は大きく、その存在自体が日本古来の民族宗教に依拠しているため、即位儀礼や大嘗祭を政教分離で考えることには、本質的に無理がある。そして、その宗教の祭祀者と民族の主食とされた米との関連が、現象的には忘れられているとしても、基本的には長い間に形作られた文化伝統の中で結び付いている。米の消費量が減少したとは言え、日常の食事様式からしても、まだ日本人と米とは本質的に深い関係にあると言わざるを得ない。また肉の禁忌が消えかかっている点についても、被差別部落の問題が完全になくならない限り、古代律令国家の形成期に始った米と肉の問題が、日本史上で消滅したと見做すことは出来まい。

以上、米と肉の問題から日本史の特質について見て來た。本来は対立するはずのない米と肉という二つの食物が、日本の歴史の中で、それぞれ対極に位置付けられて、独特の文化や価値観を養うべき役割を果してきたことの重要性は、繰返すまでもあるまい。食物の歴史は、これまで学問的にも比較的軽視されてきたが、天皇と差別さらには国家領域という日本史上の重要な問題を考えるにあたって、最も有効な視点と成り得るのだ、と言えよう。

*注

- (1) 天皇の肉食再開と西洋料理について、詳しくは拙著『江戸の料理史』(1989、中公新書)を参考されたい。
- (2) この問題については、梅棹忠夫『狩猟と遊牧の世界』(1976、講談社学術文庫)および野田正彰「比較文明論的一精神医学」(1988、北海道新聞夕刊文化欄2月15~20日)が示唆に富む。
- (3) 竹本康博「宮座と食物」(福田アジオ編『近畿地方村落の民俗的特質に関する調査研究』1989、国立歴史民俗博物館民俗研究部)
- (4) 肉食の問題については、拙稿「日本中世における肉食について」(石毛直道編『論集・東アジアの食事文化』所収、1985、平凡社)および「食事の体系と共に・饗宴」(日本の社会史 第8巻『生活感覚と社会』所収、1987、岩波書店)で既に論じた。小稿における肉食の否定に関する記述には、これらと重複する部分が多い。
- (5) 曽我部静夫『律令を中心とした日中関係史の研究』(1968、吉川弘文館)
- (6) 柳田国男『米の力』(初出1940、『定本 柳田国男集』第14巻所収、筑摩書房)
- (7) 渡辺忠世『日本のコメはどこから来たのか』(1990、P H P研究所)
- (8) 河田光夫「親鸞と被差別民(一)」(『文学』53-7、1985、岩波書店)
- (9) 河野真知郎「中世鎌倉動物誌」(『歴史と民俗』3、1988、平凡社)、松井章「中世『犬肉食用考』」(『草戸千軒』183、1988、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所)
- (10) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』1970、創元社)
- (11) 今谷明『室町の王権』(1990、中公新書)
- (12) 藤本強『もう二つの日本文化』(1988、東京大学出版会)
- (13) 大石直正「外が浜・夷島考」(関晃先生還暦記念会編『日本古代史研究』所収、1980、吉川弘文館)
- (14) 村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」(『思想』732、1985、岩波書店)、のち同『アジアのかの中世日本』1988、校倉書房に再録)
- (15) 安良城盛昭「琉球・沖縄と天皇・《天皇制》」(地方史研究協議会編『琉球と沖縄』所収、1987、雄山閣出版、のち同『天皇・天皇制・百姓・沖縄』1989、吉川弘文館に再録)
- (16) 高倉新一郎『北海道小史』(1956、榆書房)
- (17) 宇田川洋『イヨマンテの考古学』(1989、東京大学出版会)
- (18) 飛鳥井雅道『明治大帝』(1989、筑摩書房)
- (19) 河合和男『朝鮮における産米増殖計画』(1986、未来社)
- (20) 村上一郎「天皇論」(『村上一郎著作集』第6巻所収、1979、国文社)